

# 第五十七回 参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和四十二年十二月十九日(火曜日)  
午前十時三十四分開会

委員の異動  
十二月十九日

館 哲二君  
補欠選任  
植木 光教君

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君  
理事 青柳 秀夫君  
植木 光教君  
小林 章君  
柴谷 要君  
中尾 辰義君

委員

青木 一男君  
大谷 賢雄君  
西郷吉之助君  
木村禮八郎君  
野溝 勝君  
瓜生 清君  
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 倉成 正君  
大蔵政務次官 二木 謙吾君  
大蔵省主税局長 吉國 二郎君  
大蔵省証券局長 広瀬 駿二君  
事務局側  
常任委員会専門員 坂入長太郎君

本日の會議に付した案件  
○理事の辞任及び補欠互選の件

○取引所税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○派遣委員の報告に関する件

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開きます。

委員の異動について御報告いたします。本日付をもちまして館哲二君が委員を辞任され、その補欠として植木光教君が選任されました。

○委員長(竹中恒夫君) この際、おはかりいたします。

藤田正明君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、現在他に一名理事が欠員となっております。つきましては、直ちにその補欠選任を行ないたいと存じます。選任の方法は、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認め、さういたします。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、二木政務次官、倉成政務次官、吉國主税局長、広瀬証券局長から發言を求められておりますので、これを許ししたいと思います。二木政務次官。

○政府委員(二木謙吾君) 初めに、一言ごあいさつなりお願いを申し上げます。私、浅学非才の身をもちまして、先般、はから

ずも大蔵政務次官を拜命いたしました。もとよりふつつかなものでございますので、皆さま方の格段の御指導と御鞭撻、また、御協力によりまして職責を全うしたい、かように念願に燃えておりますのでございます。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○政府委員(倉成正君) このたび大蔵政務次官に新任いたしました倉成正でございます。大いに勉強いたしました。この重責を果たしたいと思っております。皆さま方の御指導と御協力のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○政府委員(吉國二郎君) 去る十一月七日に、前主税局長が突然に一身上の理由をもちまして辞任をいたしました。私も全く突然に主税局長を拜命いたしました。ちようど予算編成の重要な時期でございまして、浅学非才の身で全く困惑をいたしておる次第でございます。しかし、全力をもって努力をいたしたいと思っておりますので、何とぞよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。ごぞい。 (拍手)

○政府委員(広瀬駿二君) 十一月七日付で証券局長を拜命いたしました広瀬でございます。至らぬものでございますが、どうぞよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(竹中恒夫君) 次に、取引所税法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたします。二木政務次官。

○政府委員(二木謙吾君) ただいま議題となりました取引所税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、さきに成立をみましました商品取引所法の一部を改正する法律が近く施行されることに伴いまして、この改正に関連いたします事項に

ついて所要の規定を整備するため、取引所税法の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正案の内容につき御説明申し上げます。

取引所は、取引所における売買取引のうち、清算取引について課税することとしているものであります。取引所を通じてのみならず委託者の相手方となつて売買取引を成立させるいわゆる「のみ行為」は、取引所制度の秩序を乱すこととまらず、取引所の課税を回避したことになりますので、この「のみ行為」につきましては、税法上特別に規定を設けてその税金を徴取するとともに、罰則を適用することとしております。

取引所税法は、改正前の商品取引所法第九十四条の規定をそのまま引用して、「のみ行為」に対する措置を定めておりますが、今回、商品取引所法の一部を改正する法律によりまして「のみ行為」に関する規定に所要の改正が加えられましたので、取引所税法の「のみ行為」に対する措置について、改正前の規定と実質的に同一のものとなるよう、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上、取引所税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概要を申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、補足説明を聴取いたします。吉國主税局長。

○政府委員(吉國二郎君) ただいま提案の理由を御説明申しました取引所税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を補足して御説明を申し上げます。

ただいま提案理由で御説明がありましたように、この法律案は、さきに国会で成立をみましました商品取引所法の改正に伴いまして取引所税法の一部を調整しようとするものでございます。先ほ

どの御説明にございましたように、取引所税法は、その第十七条におきまして商品取引所法の旧九十四条を引用いたしまして、いわゆる「のみ行為」に対する課税並びに罰則を規定しているものでございます。「のみ行為」と申しますのは、先ほども御説明がございましたが、顧客から取引所において取引するよう委託を受けながら、みずから相手方となつて売買を成立させて取引所の取引を行なわないものでございます。したがって、取引所税法でございまして、取引所取引に対して「のみ行為」をいたしませんと取引所の取引はなになりません。したがって、そこに脱法行為が行なわれぬように、取引所税法の十七条は、この場合においては「のみ行為」によつて成立した売買を取引所における取引とみなして所要の課税を行ない、かつ、さような脱法行為に對して脱税額の三倍以下の罰金、さらに五年以下の懲役を科することができるようにいたしてゐるわけでございます。

ところで、この商品取引所法第九十四条は、さきの商品取引所法の改正におきまして規定の整備を行ないまして、従来のいわゆる「のみ行為」は、これを九十三条に規定することとした。さらに九十四条は、この直接の「のみ行為」のほか、いわゆる間接の「のみ行為」をも規定していただくわけでございます。間接のみ行為と申しますのは、取引所における売買取引の委託を媒介する、あるいは代理をする、つまり商品の仲買人に対する委託、取引所で売買をしていくということをして、さらにはかの仲買人等を通じて委託の媒介をする場合に、その媒介を頼まれた者が「のみ行為」をやつてしまふ場合もあわせて規定していただくわけでございます。ところが、新しい九十三条は直接の「のみ行為」だけを規定いたしまして、この間接の「のみ行為」につきましては、別途新設の百四十五条の二におきまして、商品仲買人は、今後取引所の売買の委託の媒介、取り次ぎ、代理をしてはならないという規定を置いたわけでございます。

商品取引所税法では、商品取引所法と違ひまして、委託の媒介、取り次ぎ、代理は今後ないというたてまえをとりまして、しかし、実際上は委託の媒介ということが行なわれ得る可能性がございます。その関係で、第十七条におきましては、九十四条を九十三条に改めるほか、旧九十四条に規定しておつた間接の「のみ行為」のものをあらためて取引所税法で書き上げまして、従来の取引所税法の規定と全く同一の構成をとる必要が出てまいりました。そこがやや複雑でございますが、その点を改正いたしましたのが第十七条でございます。

本来、このような改正は商品取引所法の附則で行なうのが通例でございますが、いろいろな事務上の行き違ひがございまして附則の改正が行なわれなかつたために、商品取引所法が施行されますと、この違法行為に對する課税と罰則が実行できないう重大な欠陥が生じます。商品取引所法は明年の一月二十八日まで施行されることになつております。現在未施行でございます。したがって、今国会におきまして取引所税法そのものを整備をいたしまして、商品取引所法が施行になりまして際には、取引所法がそのまま動くように準備をする必要が出たわけでございます。これが今回取引所税法の一部を改正する法律案を提出するに至つた理由でございます。どうぞよろしく御審議の上、御決定を願ひたいと思ひます。

○委員長(竹中恒夫君) 本案に對する質疑は次回に譲ります。

○委員長(竹中恒夫君) この際、おはかりいたし先国会閉会後、本委員会は、租税及び金融等に関する実情を調査のため、九州地方へ徳永正利君、戸田菊雄君を、近畿・東海地方へ委員長、青柳秀夫君、中尾辰義君、塩見俊二君をそれぞれ派遣いたしました。

右の派遣につきましては、それぞれ文書により報告書が委員長の手元に提出されておりますので、これを本日の會議録の末尾に掲載いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散會いたします。

午前十時四十六分散會

〔参照〕  
派遣委員報告(第一班)  
委員長 竹中 恒夫  
理事 青柳 秀夫  
中尾 辰義  
委員 塩見 俊二

第一班は、昭和四十二年一月一六日より二〇日までの五日間、租税及び金融等につき、近畿・東海兩地区所在の財務局、国税局、税関並びに専売公社を調査し、また、相互銀行協会、酒造組合等関係各界と意見を交換するとともに地元産業の生産状況を視察した。以下その主たる事項について報告する。

一 経済概況  
(一) 近畿地区  
近畿財務局管内における経済の現状は、個人消費の堅調、民間設備投資の盛り上がりなど内需の増大に支えられて上昇基調を維持している。こうした経済の拡大を映し、企業収益は引続き好調が見込まれる反面、労働力需給は一段と逼迫の度を強めている。一方、貿易面では輸出の伸び悩み、輸入の増勢が続いている。注目の設備投資については、国際競争力強化の要請、手元流動性の高水準などからいぜん企業投資意欲には根強いものがある。

1 生産  
旺盛な内需に支えられて、鉱工業生産は引続き上昇が続いており、なかでも鉄鋼・一般機械・窯業等の上昇が著しい。また出荷も生産に近い足どりで上昇しており製品在庫は低水準に推移し、原材料在庫は増加している。一方、設

備投資についてみると現段階では需要の急増、国際競争力強化並びに労働力不足に對処する必要性、さらに手元流動性の高水準もあつて、企業投資意欲はいぜん根強いものがある。

2 消費  
百貨店売上高は最近高級商品の売れ行き好伸もあつて、いぜん順調に伸びているほか、家計消費支出も高い伸びを示しており、消費は引続き堅調に推移している。

3 貿易  
輸出は、内需の増大による輸出意欲の減退などからいぜんとして伸び悩みが続いている。品目別では機械・化学品が順調に伸びているが、鉄鋼・繊維などが低調である。一方、輸入は生産の上昇に伴い鉄鉱石・鉄屑・銻鉄・化学品など工業用原材料を中心に著しい増加を続けており、さらに、このところ機械も国内の供給力不足から目立った増加を示している。

4 金融  
金融機関の預金は企業の手元資金取崩しを主因とする法人預金の不振が続いているため伸び悩んでいる。一方、貸出金は企業の生産、取引規模の拡大に伴う旺盛な増加運転資金需要に加え、大企業の設備資金需要の台頭を反映して増勢を強めている。また、貸出金利はいぜん下げ続けているが下げ幅は小幅となつてゐる。

5 証券  
株式市況は、企業の好業績維持見通しや資本自由化を控えた株主安定工作による需給の好転などから五月に反騰に転じたあと、もみ合い商状を続けてきたが、七月末から景気政策の転換を見越して大幅に値下りし、八月下旬には四〇年一二月以来の低水準に落ち込み、月中出来高も本年の最低となつた。公社債市場は金融市場の引締りを反映して軟弱な地合が続いている。

6 労働  
景気の上昇基調を反映して求人者は著増している。一方、求職は漸減しており、労働力需給はさらに逼迫の度を強めている。特に、若年労働

力や技能労働力の不足は深刻化している。

(一) 東海地区  
東海財務局管内における経済の現状は、堅調な個人消費と設備投資を背景に生産の拡大基調が続ぎ、それにつれて輸入水準も上昇しているが、これに反し輸出はかなりの停滞を示している。管内四県の生産所得(三九年)は二五、六〇九億円(全国比一一・五%)で、産業別構成は第一次産業一〇・一%(全国一一・〇%)、第二次産業四六・六%(同三七・五%)、第三次産業四三・二%(同五〇・五%)と第二次産業のウエイトの高いのが特徴となっている。主要産業として、重化学工業部門の輸送用機械、電気機械、窯業、紙パルプ等があげられる。

1 生産  
管内主要産業の動向をみると、内需の増大と輸出の好調とを背景とした自動車をはじめ、鉄鋼、電気機械および一般機械等は、いずれも受注増加が著しく、概して重化学工業部門は活況を呈している。東海北陸五県の鉱工業生産指数(三五年=一〇〇、季節調整済)は、輸送用機械、一般機械を中心に引き続き上昇して七月には速報値で二四九・八と全国指数三三二・八を一七・〇ポイント上回って、拡大基調を続けている。一方出荷も好調に進み、このところ製品在庫の減少が目立っている。

2 消費  
労働需給のひっ迫を主因とする賃金水準の上昇を背景として、農村消費をはじめ一般的消費需要の高まりから、百貨店売上高もこのところ順調な推移をみせており個人消費は堅調である。

3 貿易  
貿易動向をみると輸出は、自動車が堅調な増勢を保っているが、米国向けの不振等海外事情の悪化もあって鉄鋼、繊維、タイル、合板等引き続き伸び悩みをみせており、一方輸入は、内需の増大を反映して鉄鋼、繊維等の原料をはじめ木材などの増勢が続いている。

4 金融  
金融情勢は個人預金が順調な増加を示しているのに反し、法人預金が伸びなやみ、反面大企業の資金需要は漸次活発化し貸出金は預金の伸びを上回る増加傾向をたどっている。

5 証券  
名古屋証券取引所は、東京、大阪に次ぐ規模とはいえないながら全国取引所売買高に占める比率は逐年低下しており、東京、大阪に比較しても格段の開きがみられる。また、業者も支店業者の比率が高い。

6 労働  
労働市場は、生産規模の拡大につれて、製造業を中心に求人増勢が高まりつつあり、労働需給は一段と引締り傾向をみせている。

(二) 近畿地区

1 課税の概況  
大阪国税局管内の主要税目は、徴収決定済額の多い順に、法人税、源泉所得税、酒税、申告所得税、揮発油税(地方道路税を含む)、物品税である。管内の昭和四一年度徴収決定済額の全国に占める割合は、約三三・三%であるが、これら各税の全国に対する割合は、法人税三三・三%、源泉所得税二二・二%、申告所得税一一・七%とはほぼ同率の割合を占めているが、酒税が三四・〇%と高い割合を占めているのが管内の特徴を表わしている。

次に、管内の各府県別構成割合をみると、大阪府が五五・二%と非常に高いウエイトを占め、兵庫県が二五・九%がこれに次ぎ、この両府県で全体の八一・一%を占めており、経済活動と同様に税収においても中心的な役割を果していることを示している。

2 申告所得税  
四一年分の申告所得税の課税状況を体系的にみると、納税者数は五八四千人、総所得金額は六、三八二億円、税額は五、四六億四、〇〇〇万円となっている。対全国割合は、人員で一

九%、総所得金額で二〇%、税額で二一%となっている。

過去五年間の納税者数と税額の推移をみると、税額の伸びは連年税法改正による減税にもかかわらず、経済成長にともなう所得が増加したため順調な伸びを示している。特に「その他所得」では譲渡所得の増加、配当所得、不動産所得の増加により人員、税額とも毎年著しい増加を示していたが、四〇年分では、少額配当の申告免除および配当所得の源泉選択等の税法改正ならびに譲渡件数の横ばい等の影響により三九年分より若干減少をみた。しかし、四一年分においては、景気の回復を反映して再び大幅な増加を示した。

3 源泉所得税  
給与所得等に対する源泉所得税は年々増加しているが、四一年度についてみれば、徴収義務者数および税額の前年との増加割合は、それぞれ一〇・八%および一一・〇%となっており、相当の伸び率を示している。これは、企業の成長に伴う雇用の増加および労働賃金の上昇に伴う課税所得金額、納税人員の増加によるものである。

4 法人税  
四一年事務年度(七月～六月)の法人税の申告状況をみると、申告件数は一三七、〇七七件、このうち有所得申告件数は七六、七一一件、申告税額は二、四九二億五八百万円となっており、前年度と比較して申告件数で五・四%、有所得申告件数で八・九%、申告税額で二六・一%と経済界の景気の上昇傾向を反映してそれぞれ伸びを示している。

5 酒税  
四一年度における管内の酒税の課税高は一、四〇五億円で、全国の酒税の課税高四、一三二億円の三四%を占めている。とくに、清酒の全国比についてみると、特級は八九%、一級は七九%を占め、一、二級合計で四五%となっており、全国的販路をもつ灘、伏見の主産地の有力銘柄を管内にひかえそのウエイトは非常に大き

い。管内の酒税の課税高を前年対比についてみると、経済界の好況を反映した需要の増加と、四二年二月～三月の清酒値上げ見越しの蔵出しにより約二六%の増加をみた。

6 収納の状況  
四一年度の管内における国税の収納済総額は七、四五三億円で、前年度に比べて九一〇億円増加し、前年比一一三・九%(全国の伸び率一一三・一%)を示している。しかし、徴収決定額に対する収納の割合は九四・一%と前年度の九五・一%をわずかに下回った。これは、四二年四月三日が日曜日であったため、納期限が五月一日となり、昭和四二年年度収納として整理されたもの一六〇億円があったためである。

7 不服申立ての状況  
不服申立事案は年々増加の傾向にあり、四一年度においてはその傾向が特に顕著であった。同年度に発生した事案を税目別にみれば所得税が六九%、法人税一四%、その他一七%となっている。所得税のなかでは民主商工会関係事案(二、四〇〇件、所得税件数の四八・二%)が多い。申立に対する処理状況は、申立人の主張の全部または一部を認めたもの三四%、主張が認められなかったもの四六%、協議官の説明等により申立人が自発的に取下げたもの二〇%であった。

(一) 東海地区  
1 課税の概況  
名古屋国税局管内の主要税目は、収納済額の多い順に、法人税、源泉所得税、揮発油税(地方道路税を含む)、申告所得税、酒税および物品税である。管内の昭和四一年度取納済額の全国に占める割合は、約一一・二%であるが、物品税は全国の二二・二%、揮発油税(地方道路税を含む)は全国の一六%を占めており、三七、四一年度の取納済額の伸びは全国平均をやや上回っている。税目別には、物品税、酒税の伸びがそれぞれ自動車産業の好況、ビール工場の新設を反

映して全国平均をかなり上回っている。

次に管内の収納済額を地域別にみると、名古屋市内四割、名古屋市を除く愛知県一割弱、静岡県二割強、三重県一割弱、岐阜県七分弱となっており、名古屋市の占める割合はきわめて高い。

2 申告所得税

四一年分の申告所得税の課税状況を総体的にみると、納税者数は三八八千人、総所得金額は三、六七二億円、税額は二八五億二、一〇〇万円となっている。対全国割合は、人員で一二％、総所得金額で二二％、税額で一％となっている。

申告所得税の累年比較による特徴については、営業所得は、設備投資の増大による生産額の上昇、消費者購買力の向上等を反映して年々順調に増加しているが四〇年は景気後退によりやや伸びなやんだ。農業所得は、人員所得の累年対比をみても比較的所得の多い農業には減税効果が顕著に現われている。その他所得は、給与、賃料等の上昇により、年々増加している。(ただし、四〇年は税法改正のため税額減少)

3 源泉所得税 給与所得等に対する源泉所得税は年々増加しているが、これは、給与所得の支給人員が増加していること(給与所得税額をみると、三七年七月一日現在に比し、四二年七月一日現在で一三六％)している。また、給与等のベースアップが大きいこと(給与所得税額をみると、三七年現在に比し、四一年度で一八七％)、利子、配当等について、税率の引上げがあったこと等によるものといわれる。

4 法人税 四一年事務年度の法人税状況は、法人実数九、二五四件で、所得金額三、七九六億円、税額一、二三五億九、二〇〇万円となっており、法人数は毎年着実に五％強の伸び率を示しているが、所得金額および税額は経済の好、不況の影響を大きく受けており四一年事務年度は景気的好転を反映して大巾に伸びている。

5 物品税

四一年度における管内の物品税の課税額は二八七億六、九〇〇万円、全国対比で二四・一％を占めている。税額は経済界の発展を反映して年々増加しているが、四一年度は税法の改正(課税廃止物品および大巾な税率軽減)により伸び率がやや低下した。管内では小型普通乗用車、四輪自動車が一七六億円(トヨタ自動車工業、三菱重工業)、楽器が二六億円(日本楽器製造、河合楽器製作所)でその納税額の約七割を占めている。

6 収納の状況 四一年度の管内における国税の収納済総額は三、五九五億円で、前年比一一〇・四％(全国平均一一三・一％)を示している。滞納状況は、少額滞納の整理の促進により、純滞納の件数および人員は前年同期に比して大巾に減少したが、純滞納税額は増加しており、滞納は大規模の傾向にある。

7 不服申立ての状況 不服申立立案の発生件数は、三七年に行政不服審査法が制定され、これに対する納税者の関心が徐々に高まるとともに、逐年いじりしい増加をしめしているが、又その内容についても複雑なものが多くなつてきており、未済件数も逐次増加している。四一年度においては、同年度取受一、八四八件、前年度繰越を含めて合計二、八五一件である。処理済件数の構成比率は、却下及び棄却は五〇％、全面取消二二％、一部取消二〇％、取り下げ一七％であった。

三 税関概況 (一) 大阪税関 昭和四二年上半期における管内貿易額は、輸出一、七六二億円、輸入二、四一〇億円で、八％増、輸入二二・八％増となり、全国の伸び率(輸出八・六％増、輸入二二・八％増)を上廻っている。

これは、鉄鋼、造船、石油化学等の巨大な臨海工業地帯をかかえる大阪港の堺、泉北港区、住友金属和歌山工場の相次ぐ高炉建設で鉄鋼基地となった和歌山港及び本邦有数の石油基地としてその規模を拡大する下津港の群を抜いた高率、高額の伸張に起因するものといわれる。

品目別によると、鉄鋼、船舶、化学工業生産品の輸出額が四二年上半期では総輸出額の四二・五％を占め、二六〇八年頃は輸出総額の三〇％前後を占めていた綿織物は三・五％に比率が低下し、輸出の重化学工業化はいじりしい。一方輸入は、石油、木材、鉄鉱石、綿花、非鉄金属等の原材料の輸入が高い水準を示している。

2 租税収入

四一年度の管内租税収入額(関税、とん税及び特別とん税、内国消費税)は二八〇億五、九〇〇万円、前年比九六・八％となっている。輸入額の年々の増加につれて、関税及び内国消費税の収入額も毎年増加する傾向を示しているが、特に関税収入は、ここ四、五年平均一〇％前後の安定した伸び率を示している。なお、前年比総計で比率が減じているのは揮発油税及び地方道路税が激減したもので、これは関税法の改正により徴税事務のほとんどが税務署の所管となったためである。

3 保税地域 四二年六月末現在の管内保税地域は、指定保税地域二二、保税上屋一五一、保税倉庫六九、保税工場二〇である。四一年末に比べると保税上屋は航空上屋の伊丹空港(カーゴビル)集中により二五の減となり、その反面、保税工場は二四の増加を示し、これは関税法等関連法令の改正に伴う許可手続の簡素化等によって、その利用の促進が図られたものといわれる。

4 密輸の動向 管内の本年上半期(四二年一～六月)における関税法違反検挙件数は伊丹空港一〇〇件、その他を含め二五四件であるが、伊丹空港における検挙件数はますます増加の傾向にあり、特に旅客による時計、貴石等の密輸入が過半数を占め、犯則手口も巧妙化している。また、他の開港における検挙件数はやや減少しているが、物件価格においては増加しており、特に金塊、時計の密輸入が目立っている。

(二) 神戸税関 1 貿易の概況 昭和四一年の管内貿易額は、輸出一兆二、〇五五億円、輸入七、三四二億円で、前年に比し、輸出は一〇・二％増加し、輸入は一九・三％増加した。これは全国貿易額と対比すると、輸出は全国の伸び(一五・七)には及ばなかったが、輸入は全国の伸び(一六・六)よりかなり上回っている。

また、近年、神戸税関管内の地方港の貿易は、めざましい拡大をみせているが、とくに鉄鋼、石油化学、造船、機械等貿易関連産業の進出が活発な瀬戸内工業地帯では、港湾の整備がすすむにつれて原材料輸入や製品輸出が大巾に増加している。

2 租税収入 四一年度の管内租税収入額(関税、とん税及び特別とん税、内国消費税)は五九六億五、一〇〇万円、前年比一一一・六％となっている。関税額は前年度より二二・六％増加し租税収入額の九四・二％を占めており、大阪等と違って石油の輸入が非常に少ないのが特徴である。

3 保税地域

四一年一二月末現在の管内保税地域は、指定保税地域五、保税上屋二八二、保税倉庫九五、保税工場二一六である。近年保税工場の利用がめだつて高まっており、これらの工場で加工、

る検挙件数はますます増加の傾向にあり、特に旅客による時計、貴石等の密輸入が過半数を占め、犯則手口も巧妙化している。また、他の開港における検挙件数はやや減少しているが、物件価格においては増加しており、特に金塊、時計の密輸入が目立っている。

また、近年、神戸税関管内の地方港の貿易は、めざましい拡大をみせているが、とくに鉄鋼、石油化学、造船、機械等貿易関連産業の進出が活発な瀬戸内工業地帯では、港湾の整備がすすむにつれて原材料輸入や製品輸出が大巾に増加している。

四一年度の管内租税収入額(関税、とん税及び特別とん税、内国消費税)は五九六億五、一〇〇万円、前年比一一一・六％となっている。関税額は前年度より二二・六％増加し租税収入額の九四・二％を占めており、大阪等と違って石油の輸入が非常に少ないのが特徴である。

四一年一二月末現在の管内保税地域は、指定保税地域五、保税上屋二八二、保税倉庫九五、保税工場二一六である。近年保税工場の利用がめだつて高まっており、これらの工場で加工、

る検挙件数はますます増加の傾向にあり、特に旅客による時計、貴石等の密輸入が過半数を占め、犯則手口も巧妙化している。また、他の開港における検挙件数はやや減少しているが、物件価格においては増加しており、特に金塊、時計の密輸入が目立っている。

製造のうえ、外国に輸出された貨物は、四一年において一、二八六億円に達し、管内輸出額の一〇・七%に及んでいる。

#### 4 密輸の動向

四一年中における管内の関税法違反事件の検挙件数は、八〇六件で、前年に比べ、一〇八件の減少となっている。密輸出入事犯の主なものとしては、乗組員、旅客における金地金、麻薬、けん銃などの携帯密輸入、金地金、洋酒類の贓物犯、韓国籍船員による日本製腕時計の密輸出、港湾荷役関係者による外国貨物の窃取、密輸入などがあげられる。

#### (一) 名古屋税関

1 貿易の概況  
昭和四二年上半期における管内貿易額は、輸出二、〇五七億七、四〇〇万円、輸入二、九六九億二、一〇〇万円であった。

輸出は、前年同期に比べ〇・五%の微増にとどまり、半期別では三三年下半期の五・六%減以来最低の伸び率となり、全国の伸び率八・八%を大巾に下回った。このように輸出が不振であったのは、管内輸出の四三・八%(四一年)を占めるアメリカ向けが、同国の景気停滞を反映して前年同期比一七・五%減となったこと及び国内需要が旺盛であったことが主因であり、品目では鉄鋼、オートバイ、タイヤ、毛織物、魚介類などが不振であった。(ただし、下半期に入ってから、この伸び悩み状態を脱して明るい兆が見られ、本年八月には月間最高実績三九、二四九百万円を記録した。)

輸入は、前年同期に比べ一四・四%増となり、三九年年下半期(前年同期比〇・一%減)を底に前期(同一九・七%増)まで伸び率を高めてきたが、今上半期は伸び率がやや鈍化し全国の伸び率(二三・一%増)を下回った。これは、管内輸入の二六・一%(四一年)を占める羊毛が市況軟化による価格の低下と国内需要不振による輸入量減少により前年同期比八・八%減となったこと及び大豆が昨年の品薄による思惑買の反動

により減少したことによるもので、綿花、木材、こうりゃん、鉄鋼などは景気回復に伴う需要増により引き続き増加している。

#### 2 租税収入

四一年度の租税収入額は、景気の回復による輸入の増大を反映して二四四億三八、〇〇万円と前年度に比べて一〇・九%増加し、伸び率は前年度の八・九%を上回った。関税は砂糖の減少があったものの、大豆、アルミニウム、自動車、医薬品などの増加により、また、とん税及び特別とん税は入港船の増加と四一年四月から新たに三港が開港に指定されたことによりそれぞれ九一・〇%の伸び率を示した。主要品目別関税収入額では原油及び粗油九億九千九百四十二億円、大豆、とうもろこしの各々一億三億円で、これら四品目で全体の七五・四%を占めた。

#### 3 保税地域

四二年六月末現在の管内保税地域は、指定保税地域八、保税上屋一七二、保税倉庫七九、保税工場一六五であり、神戸と同じく保税工場の利用が増加している。これらは、国内景気の上昇を反映して輸出余力が減退し、輸出市場確保の上から外貨原料を輸入しても輸出する。本邦より格安のラワン合板を近隣国より輸入し化粧合板にして輸出する等のケースによるもので、このほかコンテナ時代を迎えてコンテナ関係製造工場の増がある。

#### 4 密輸の動向

四二年一～六月における管内の密輸事犯検挙件数は二二〇件で、前年同期とはほぼ同じである。また犯則物件価格は八八四万円で前年同期より、一三・三%増加した。なお、未処理ではあるが二、〇〇〇万円近い船員等の密輸事犯の検挙があった。関税は脱税では海外旅行者による貴石類、高級腕時計等の不正携帯輸入は引き続き多く、最近では韓国からの純金指輪の密輸入が見立っている。

#### 四 専売事業概況

(一) 近畿地区  
1 たばこ販売  
昭和四二年上半期の大坂支社の販売実績は、数量一八二億本、総代金六一二億円、一〇本当り定価三三三円二九銭で、年間計画数量に対する達成率は五〇・六%である。

四一年度の販売を振り返ると、一般経済界では、漸次市況の回復をみたものの、たばこ販売については、健康、代金とも不振のまま推移したが、喫煙と健康の問題、虫害製品の発生など、いろいろ困難な情勢のなかで、終始努力を傾け、四一年度販売促進の最大のヤマ場とみられた一二月においては、贈答用と、まとめ買の促進を柱に類勢挽回につとめた結果一二月の数量対前年一一〇・五となった。本年度はこの成果のうえにたつて、消費数量の増大を中心とした積極的な販売促進がはかられている。

#### 2 たばこ耕作

耕作区域は、大阪府、京都府、和歌山県、滋賀県、奈良県、兵庫県の二府四県にわたっている。四二年度の耕作人員五、二四六六、耕作面積一、六九五ヘクタール、その種類別内訳は第一黄色種五六二ヘクタール、第二黄色種一、一三三ヘクタールとなっており、収納見込量は三、九三三キログラムである。

#### 3 たばこ製造

四二年度上半期実績(四月～九月)では、京都(ハイライト、ロングピース)、高槻(ハイライト)、茨木(ホープ、いこい)、橋本(ハイライト)、わかばの四工場合計で二三四億本であり、本年度計画五一・六%の進捗率を示している。管内には他に、再乾燥作業を行なっている明石原

料工場、京都工場にはたばこ製造用材料品を製造する印刷部もある。

#### 4 塩業関係

生産面では、管内における産地は兵庫県に所在し、大塩塩業組合、八木塩業組合(姫路)、赤穂東浜塩業組合、赤穂海水化学工業KK(赤穂)の四企業があつて、年産基準収納限度量一五三、二五〇トンである。生産実績は計画比五%増であり、これは六月以降の晴天にもよるが、本年二月から稼働のイオン交換膜の予期以上の成績による。

販売面では、四二年度八月末実績は二二四、〇〇〇トン、売渡代金一七億二、一〇〇万円であり、四一年度の販売傾向をみると、一般塩ではキッソマン等の食品工業用、工業用塩の染料・顔料の輸出伸長等による対前年五%増の伸びを示した。

#### (二) 東海地区

#### 1 たばこ販売

昭和四二年上半期の名古屋地方局販売実績は、数量一一〇億本、総代金三三〇億円、一〇本当り定価三三三円八一銭で、年間計画数量に対する達成率は五〇・九%である。

#### 2 たばこ耕作

耕作区域は、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県の四県にわたる。四二年度、耕作人員一一、一三二名、耕作面積二、六九一ヘクタールで、その種類別内訳は黄色種二、一九一ヘクタール、在来種五〇ヘクタールとなっており、本

年度の見込収量は七、四七〇千キログラムである。名古屋地方の特徴としては、小面積であるが他の地方に見られない遠州葉という在来種の産葉があり、葉数が著しく多い品種であるため単位当り収量、収入は他品種に比べて二倍以上となっている。

3 たばこ製造

四二年度上半期実績（九月末）では、名古屋（ロングピース・ハイライト・新生）、岐阜（ハイライト・わかば）、磐田（ハイライト・MF・泉）の三工場総計で九六億本であり、本年度計画の五〇・四％の進捗率を示している。管内には上記三製造工場の外、磐田原料工場があり、黄色種、パーレー種の除骨再乾燥作業を行なっている。

4 塩業関係

生産面では、管内には吉良地区に四〇〇年の歴史を有する愛知塩業組合があり、年産限度量二一、〇七〇トンとなっている。生産実績は、計画比五％、前年比一二％増と順調な推移を示している。

販売面では、四二年度上半期実績は六八、二八六トン、売渡代金一〇億三、三八九万円であり、管内東海地区四県は、工業立地と自然条件にめぐまれ、人口増加率も全国平均を上回っているため、塩の消費量も年々着実に増加している。

五 要望事項・その他

(一) 財政・金融関係  
近畿、東海両地区を通じて、財政・金融関係では次のような要望があった。

1 兵庫県

(1) 都市河川の改修促進について、昭和四二年七月の集中豪雨は、神戸を中心とする阪神間の小規模な都市河川の被害が甚大で、この地域住民の生命、財産に莫大なる損失を与えたので、今後再びかかる災害が生じないよう河川については、都市河川制度を確立するとともに、砂防

については、緊急砂防対策事業を強力に推進する必要がある。については、兵庫県においても別途改修基本計画を策定しているから、これによって完全改修と早期完成をはかられたい。なお、表六甲河川については、国の直接施工方式を採用されたい。

(2) 災害復旧の早期完了と改良復旧について、今回の災害は、都市部を中心としたものであって、被災の状況も特殊な状態となっており、民生安定と再度災害防止のため、早期に復旧を完了する必要がある。兵庫県においては、緊急査定分の七〇％を本年度内に、残りを四三年度に完了するよう計画実施中である。については、現行の復旧率に拘らず繰上げた予算措置を講ぜられたい。

(3) 本土、四国連絡架橋については、経済効果の最も高い明石・鳴門間架橋の優先着工について格段の配慮を願いたい。

(4) 施設建設費、給与費について地方団体が多額の持出しを行なっているため、実態に則した補助金なり委託金の交付により地方団体の超過負担を完全に解消されたい。

(5) 道路公団が実施する事業の用地先行取得に係る地方団体の負担を解消されたい。

(6) 中小企業融資に対する地方団体負担額の改善措置を講ぜられたい。

(7) 阪神高速道路公団に対する交付金の軽減を図られたい。

2 神戸市

昭和四二年七月九日、神戸市が空前の梅雨前線による甚大なる被害を受けたが、神戸市においては、「神戸市六甲山系水害対策審議会」答申に基づいて次の四項目についての配慮を要望した。

(1) 治山関係にあつては、現在の崩壊個所の復旧並びに危険を予想される個所の予防的治山工事の先行。(2) 砂防関係にあつては、防災的な砂防ダム並びにその他必要な砂防施設の増設を考慮した「都市防災」の確立。(3) 河川関係にあつて

は、都市河川予算項目の特別計上と予算枠の拡大と国の直接施工による未改修中小河川及び普通河川の早期改修。(4) 宅地関係にあつては、開発と保全についての行政指導の強化と助成。

3 相互銀行協会（近畿地区）

(1) 制度改正に際して中小金融を相互銀行が受け持つといわれるが、色々な障害があり例えば、普通銀行に比して公金が扱えない、米・葉たばこ代金による預金も農協に直接流れる等がある。これらの点について、銀行も努力するが当局も打開方法を考えて欲しい。

(2) 店舗の少ないのを足で補っているが、都市銀、地方銀行と比べ店舗が少ないハンデがあり、支店増設について配慮願いたい。

(3) 個人商店を育て大きくしても大きくなると都市銀行に持つていかれてしまう。中小企業は三十年来で非常に成長した。相互銀行の対象も現時点で格上げを考へ、一件当りの最高融資限度について配慮せられたい。

(4) 年末の資金繰りについて、逼迫の見通しが強いが、そうなった場合、相互銀行に一番大きな影響があるのでこの点十分配慮願いたい。

(5) 貸倒準備金の積立率について、貸出先が中小企業中心でありリスクの多い相互銀行には率の引上げを考へて欲しい。

(6) 資本自由化の影響等で中堅企業が案外倒産する。そこに貸しているのは相互銀行であり、中小企業をお得意にしている以上、中小企業自体がうまく行っていないと困る。中小企業育成についての努力を願いたい。

4 一官の織物業者

(1) 織物の染色整理については、水の大量使用が行なわれるが、工業用水、汚水処理の施設建設に当り四分の一の国庫補助を行なう等理解を示して欲しい。

(2) 設備投資引締分が中小企業にシワ寄せされないように図られたい。年末金融についても同様をお願いしたい。

5 日本航空機製造株式会社

「国産中型輸送機YS-11の量産事業促進のための施策」として、(1) 四三年度予算で防衛庁六機、運輸省二機、郵政省二機の買上による国内官需における積極的採用を図られたい。(2) 日本航空機製造自体の四三年度予算では、一般会計の民間中型輸送機振興開発費三億円、次期民間輸送機開発費二億円、財政投融資の政府保証債七〇億円の計上についての配慮を願いたい。

(一) 租税関係

近畿、東海両地区を通じて、租税関係では次のような要望があった。

1 日本酒造組合

(1) 酒米価格引上げ阻止運動の不調に伴う酒米価格引上げ後の善後処理要望について  
酒米価格は、前年対比一、六六〇円（一石当り）の大幅引上げとなり、これによる業界の負担増加額は約六〇億円の巨額に上るが、清酒製造者（二、七〇〇名）の年間営業純益は一〇〇億円程度であるので、中小規模業者を多数擁する業界としては到底経営が成り立っていない。この値上りした原料米から製造した清酒は来年一月頃には出廻ることになるので、それまでに清酒の値上げを表現するとともに、清酒の価格は原料米の値上げが主たる原因で他の酒類よりも割高になっているので、なるべく早い機会に酒税の減税も実施されたい。

(2) 清酒、しょうちゅう乙類及びみりん二種の酒税・減税要望について、①清酒、しょうちゅう乙類及びみりん二種の酒税率を大市に引き下げて国民大衆の租税負担の均衡を図られたい。

②特に、清酒二級、しょうちゅう乙類及びみりん本直しは、主として勤労者等一般大衆の消費する生活必需品である関係を考慮して大市な減税を実施されたい。③また、本みりんについては、化学調味料に対する物品税が免税となつた関係を考慮して大市な減税を考慮されたい。

(3) 清酒製造業近代化対策について、租税特別措置法の中小企業近代化促進法指定業種に対す

る割増償却制度の適用は、五年間に限られていたため三八年指定の清酒製造業に対して四三年以降適用がないこととなるが、これをさらに五年間延長願いたい。また、中小企業金融公庫の近代化促進法指定業種に対する特別融資についても現行利率年七分七厘を六分五厘に引下げ、償還期間七年を一〇年に延長された。

2 宝酒造株式会社

(1) 本味淋は調味料として最近伸びてはいるが、まだ戦前の状態には達していない。②高率な物品税を課せられていた化学調味料が現在無税になってはいるにもかかわらず、本味淋については依然高率な酒税が課せられている。③本味淋は、その九八〇九〇%までが調味料に使われており、飲料に供されるのは正月の屠蘇用だけである。④本味淋の約六〇%は家庭用に使われている。⑤本味淋が大幅に減税されてもこれに焼酎を混和して飲まれる懸念はない。等本味淋は優秀な調味料として大衆に親しまれており、その減税は、家庭を中心とする消費の増加をまねき、国民の生活の向上に寄与する点を考慮し、大巾の減税をはかられた。

(2) しょうちゅうは、アルコール含有物を蒸留した酒類で、酒税法上にこれに或る程度の加工を施した場合には、他の酒類となるので、現在ではアルコールの純度をあげる以外に企業努力の余地はない。しょうちゅう以外の酒類については、業界の企業努力により香味の面において格段の進歩を示しており、しょうちゅうのみ香味についてはいささかの变化も与えることが認められないという事は、不合理と考えられ、また、この点に最も大衆的な酒類であるしょうちゅうの需要減退の大きな原因があると思われる、以上の事情から、しょうちゅうについて香と味を添加できるように、酒税法令の改正を願いたい。

3 サントリー株式会社

(1) ウイスキー及びブランデーの輸入酒と国産酒との間に課税標準の相違から税額にも大きな

差異が生じ、税負担率は国産に高く、輸入酒に低くなっている。

$$\text{輸入酒の課税標準} = \text{CIF} + \text{関税} \quad (25\% \text{酒})$$

$$\text{国産酒の} \quad \quad \quad = (\text{小売価格} - \text{定率} \frac{100}{250}) \times \frac{100}{250}$$

衡平の立場からみて課税標準を同一にするのが一方法であり、国産では、従価税率を適用される商品を出荷しようとする生産者は当然小売価格を政府に申告しなければならないが、輸入業者には税制の建前からその義務はない。国産酒、輸入酒を問わず一律に小売価格も申告せしめ、課税標準をこれに求めるべきである。

(2) 輸入酒の現行課税標準は、上記のように関税にリンクしている。関税が下れば必然的に酒税も下がる。関税が一〇%下れば酒税を含めて最終的に二五%小売価格が下ることになるので、関税引下げは世界的な趨勢ではあるが、このような課税体系をとっている限り関税の引下げには承服できない。

(三) 工場視察

近畿地区においては、造幣局、サントリー山崎工場、大倉酒造、宝酒造伏見工場、川島織物本社工場、清水焼窯元、また、東海地区においては、艶金興業・小吉製織の織物工業、三菱重工業小牧工場、安藤七宝店、多徳島御木本真珠工場、エルモ本社工場等の工場を視察し、当面の諸問題について意見の交換を行なった。

派遣委員報告(第二班)

委員 徳永 正利  
委員 戸田 菊雄

第二班は、昭和四十二年十月二日より八日までの七日間にわたり、九州において、租税、金融、税関行政ならびに専売事業等について、国税局、財務局、税関および専売公社の所管行政の執行、状況等を調査し、その他関係各界の意見を聴取するとともに実情を視察した。以下その概要を報告する。

一 経済概況

九州地区は、地理的条件が主因となつて、概して第一次産業のウェイトが高く、第二次、第三次産業のそれが低いという後進的な構造をもっているが、総じて昨年半ばから本格化した好況を持続し、堅調な国内需要を背景に、景況はなお上昇基調にあると見ることができ。以下、北九州財務局および九州財務局管内ごとの経済動向について概観すると次の通りである。

北九州財務局管内の鉱工業生産は、不振の石炭を除き、鉄鋼、窯業をはじめ大部分の業種が好調で、これを四〇六月期で見ると、前年同期比で一五・六%の上昇を示している。しかしながら、不振を極めている石炭業が、福岡県のみでなく、佐賀、長崎県においても全産業に占めるウェイトが大きいため、過去十余年にわたつての衰退は、立地条件の不利に起因する工業の発展テンポの遅れと相まって、管内経済地盤沈下の主因となつてはいる。

全般的な企業活動の活発化に伴い、労働市場は引き締まり、賃金水準は上昇、雇用量は増大する傾向を示しており、他方、同管内の稲作は一部にかなりの干害が発生しているが、全体としては平年を上回ることが予想されるなど、農家経済にも明るさが見られるところから、管内所在の百貨店売上高の増加率も対前年比で六〇八月は一五・二〇%の数値を示し、好調な推移をたどっており、個人消費の堅調ぶりを表している。なお、物価の動向を福岡市についてみると、卸売物価は上昇基調のうちにも総じて落着き気味に推移していたが、七月には忽伸し、消費者物価も同様に七月に至つて上昇に転じている。

このように、上昇基調にある経済情勢も、九月はじめに実施された景気調整策により、その効果が徐々に浸透するものとみられており、先行きが懸念される。

南九州財務局管内の経済活動についてみると、活発な動きを見せており、とくに消費は堅

調に推移している。

まず、工業部門についてみると、主要工場の一部に設備投資が稼働しはじめたことも影響し、全般的に前年同期をかなり上回る高水準の生産活動を見せている。

つぎに農業は、一部に干害の影響がみられるが、ここ数年の台風被害のないことが好影響をもたらしたと、とくに米は三年連続して平年を上回ることが見込まれている。その他畜産、特産品等も堅調に推移し、価格も強含みであるところから、全般的に好調を持続している。

このように、工業、農業の堅調を反映し、都市、農村を通じて消費財の購買意欲はきわめて旺盛で、とくにモーターゼーションは顕著なものがあり、高級財、耐久消費財の伸びが目立っている。

雇用情勢は、工業、農業、商業等の好調に支えられ、管内の求人も活発化しているが、管外の建設、運輸通信、機械産業等からの求人引合いが強まってきている。また、高校、中等等の学卒者の状況は、若年労働力の不足傾向から、管内外を問わず求人難の様相が高まりつつある。

今回の景気調整策に対しては、国際収支改善のためにはやむを得ない措置であるとしながらも、管内の経済構造が財政に依存するところが大いに関係上、公共事業の繰延べによる関連業界に与える影響を懸念する向きもみられ、中小企業金融の円滑化に格別配慮が望まれている。

二 金融情勢

(一) 北九州財務局管内の概況  
前述した管内の経済情勢の下に、管内金融機関の預金、貸出金の伸びは順調で、とくに貸出金は増加運転資金、設備資金に対する需要が強く、預金の伸びを上回っている。

これを昭和四十二年八月末の管内所在金融機関(郵銀、地銀、相銀、信金)の預金、貸出金の状況についてみると、預金は一兆二、二一四億

円で、四十一年度末に対し二・三四%の伸びを示しており、全国平均の伸び率一・四四%を大幅に上回っている。また、実質預金でも四・二%の伸びとなっており、前年同期の三・一七%増を上回っている。

他方、貸出金は九、七三億円で、四十一年度末に対し、五・五六%の増加となっており、前年同期の五・〇八%増および全国平均の四・五四%を上回る好調な伸びを示している。

このように、前年同期に比較して実質預金、貸出金ともに伸びが上回ったのは、景気の上昇に伴って、増加運転資金、設備資金等の需要が活発化し、これらによるハネ返り預金や個人貯蓄性預金の増加がその大きな要因となっていると考えられる。

貸出金利は管内の平均約定金利についてみると、八月末現在では資金需要の増加を反映し、下げ幅は縮小したものの、傾向として低下してきているが、公定歩合の引上げおよび窓口規制の実施により、今後はその影響が現われ、上げ步調に転ずることも予想される。

また、今後の金融情勢変化に対応し、金融機関の選別融資の強化が予想されるが、これまで好況下にあっても土建業、食品関係企業を中心に倒産件数の増加傾向がみられていた管内中小企業の動向が注目される。

(一) 南九州財務局管内の概況

管内の金融情勢は、経済活動の上昇拡大を反映して、とくに地元の中小企業を中心に根強い資金需要がみられ、加えて銀行が積極的な融資態度をとったため、貸出は前年同期をかなり上回る伸びをみせている。これを計数でとらえてみると、管内全金融機関の四十二年三月末の貸出残高は六、〇六九億七、四〇〇万円で前期(四十一年九月末)に比較し、一〇・一%の増加を示し、全国の八・八%の伸び率を大きく上回っている。

これに対し、預金面では、一般預金が企業の資金管理の徹底による流動性預金の不振と、消

費の旺盛さを反映した個人預金の伸び悩み等が重なり、その増加率は鈍い。また、一部の銀行に資金ポジションの悪化をみたところもあり、七月八月にはすでに企業選別の傾向が見えはじめる、今後の成り行きが注目される。

貸出金利は、八月に下げどまりの状態を示していたが、公定歩合引上げの影響はまだ明確には表われず、九月は横ばい状況であり、十月以降に若干の上昇が見込まれている。

このように、貸出金利は一応平穏な状態ながら、預金の伸び悩み、依然として旺盛な資金需要を背景に、景気引締め策として企業の動向にきびしい抑制の手が加えられようとしている。すなわち、量的規制を直接受ける都銀では、大都市所在の店舗の貸出が優先するため、管内の店舗では次第に企業選別の度が高げられつつある。一方、地銀は設備、不急産業の融資を抑制する方針を打ち出しているが、農産物等の大幅値上りを含めた季節需要の増加に対応しなければならぬため、前年度程度の貸出増加ペースを確保する態度をとっている。また、相銀、信金等の中小金融機関も、設備資金を対象に融資抑制の方針をかためている。

以上のような金融機関の方針からみても、年末の消費景気を中心とした商況の繁忙がみられるとしても、金融は第三・四半期から引締めまり気味に推移し、第四・四半期にはその引締め効果が表面化してくるものと思われる。

とくに、元来金融機関への資金依存度の高い地元の中小企業については、引締め政策を身近なものと感じていないが、今後右のような情勢のもとに、設備資金はもとより、運転資金も窮屈になってくると、企業間信用が膨脹することも予想される。

- (二) 金融業界からの要望(北九州地区)
- 1 銀行業界よりの要望
  - (1) 地方財政の地方銀行に対する依存度は、年々加重されつつあり、とくに年度替り期における融資額は急増するため、一般産業金融面への影響が憂慮される。さらに公共団体の起債額および各種公社等への融資額の漸増と、これが長期固定化の傾向にあることが、産業金融面の圧迫を促進しているため、財政措置による対策を希望する。
  - (2) 九州に対する公共投資額は、全国比においてきわめて低水準にあると認められるので、その増額を希望する。
  - 2 相互銀行業界よりの要望
    - (1) 九州地区は戦後、経済の地盤沈下により、その経済基盤が他にくらべ相対的に低下しているため、政府としては地域の特性を勘案の上、今般の金融引締め政策が当地の中小企業に悪影響を及ぼすことのないよう、適切な指導を願いたい。
    - (2) 年末の中小企業金融対策として、政府関係機関の中小企業融資資金拡大につき配慮中とのことであるが、中小企業金融行政全般についても有効適切な措置を講じられたい。
    - 3 信用金庫業界からの要望
      - 各種金融機関間の業務分野の調整が充分になされないうまま競争原理が導入された場合には、地域的な限定を受け、かつ弱小企業を対象とする信用金庫にとつては、きわめて不利な立場に立つことになり、ひいては中小企業への円滑な金融を阻害することになるので、何らかの優遇措置を講じられたい。具体的には、低利資金を全国信用金庫連合会に預託して各信用金庫に回すとか、内部留保充実のため積立金に税法上の優遇措置を講ずる等である。

三 租税行政

影響が憂慮される。さらに公共団体の起債額および各種公社等への融資額の漸増と、これが長期固定化の傾向にあることが、産業金融面の圧迫を促進しているため、財政措置による対策を希望する。

九州に対する公共投資額は、全国比においてきわめて低水準にあると認められるので、その増額を希望する。

相互銀行業界よりの要望

九州地区は戦後、経済の地盤沈下により、その経済基盤が他にくらべ相対的に低下しているため、政府としては地域の特性を勘案の上、今般の金融引締め政策が当地の中小企業に悪影響を及ぼすことのないよう、適切な指導を願いたい。

年末の中小企業金融対策として、政府関係機関の中小企業融資資金拡大につき配慮中とのことであるが、中小企業金融行政全般についても有効適切な措置を講じられたい。

各種金融機関間の業務分野の調整が充分になされないうまま競争原理が導入された場合には、地域的な限定を受け、かつ弱小企業を対象とする信用金庫にとつては、きわめて不利な立場に立つことになり、ひいては中小企業への円滑な金融を阻害することになるので、何らかの優遇措置を講じられたい。具体的には、低利資金を全国信用金庫連合会に預託して各信用金庫に回すとか、内部留保充実のため積立金に税法上の優遇措置を講ずる等である。

租税行政

これを税目別に見ると、法人税は三〇三億一、七〇〇万円で、全国の二・七%とそのウェイトは小さい。また、物品税は一七億三、七〇〇万円で全国の一・三%を占めるにすぎない。これに対して、酒税は二六五億四、〇〇〇万円にのぼり、全国の六・四%を占めていることが、本管内の特殊性を物語っているといえることのできよう、なお源泉所得税および申告所得税は、三三三億七、二〇〇万円、一三八億一〇〇万円で、それぞれ全国の四・〇%、三・七%を占めており、国税全体のウェイト三・六%からみて標準的な水準を示している。

熊本国税局管内の概況

熊本、大分、鹿児島および宮崎県を管轄し、後進性の強い地域を擁しているため、全国分に占める国税収納済額のうち、わずかに一・八% (四十二年) を占めるにすぎない。金額は五六〇億六、二〇〇万円で、その構成比をみると本管内の租税構造の特殊性が明らかである。

すなわち、全国の構成比では、法人税が全体の三三・五%を占めその大宗をなしているが、本管内では二四・三%で、源泉所得税二五・六%にその地位を譲っている。このように、法人税の占める割合が全国構成比を大きく下回っているのは、大法人が少なく、中小法人が大部分を占めているからである。しかし、課税額の伸びは一九% (全国平均一%) と順調であり、これは全国的な好況と、農作物の豊作および給与所得者の所得増加による消費関連産業の活況があったことを示すものである。

所得税では、源泉所得税のウェイトが最も高いが、これは中央に本社を有する旭化成工業、チッソ肥料等の支社または工場があることと、電気通信局、鉄道管理局等の公社および地方公共団体等の官公庁の占める割合が高いことによる。申告所得税のウェイトが一四・二% (全国構成比九・六%) と高いのは、法人成りをするに

わしている。



至らない零細企業の多いことを示すもので、一人当りの平均税額も六万三、〇〇〇円と僅少で、当地域の経済力の弱さを表わしている。これに対し、酒税のウェイトは一四・六%（全国構成比二二・二%）で、消費数量の増加に伴って課税額の伸びも一九%（全国平均一%）と高水準を示している。

(1) 酒税の減税について  
清酒、しょうちゅう乙類及びびりん二種の酒税率を大幅に引下げて国民大衆の租税負担の均衡を図りたい。

(2) 特に清酒二級、しょうちゅう乙類及びびりん本直しは、主として勤労者等一般大衆の消費する生活必需品である関係を考慮して大幅な減税を考慮されたい。

(3) 本みりんについては、化学調味料に対する物品税が免税となった関係を考慮して大幅な減税を考慮されたい。

2 「臨時酒造原料米対策小委員会案」に対する要望事項  
小委員会案では、四十一年産米決定方式による価格よりも、僅かに一石当り六二円の引下げにすぎず、その結果酒造原料米価格は前年対比で一、六六〇円（一石当り）の大幅引上げとなり、業界の負担増加額は約六〇億円で達することとなる。一方、清酒業者（二、七〇〇名）の間営業純益は約一〇〇億円であり、このままでは中小規模業者を多数擁する業界としては経営上の問題にもつながることとなる。

値上りした原料米から製造する清酒は四三年一月頃から市販されることとなるので、それまでには清酒の値上げを実現されたいとともに、清酒の価格は原料米の値上げが主たる原因となつていたので、なるべく早い機会に酒税の減税を実施されたい。

3 清酒製造業近代化対策に関する要望  
清酒製造業は昭和三十八年に中小企業近代

化促進法の指定を受け、五年間にわたって租税特別措置法による割増償却制度の適用を受けてきたが、資本蓄積の機会に恵まれない清酒製造業者の実情を勘案の上、さらに五年間の適用が受けられるよう措置されたい。

(2) 中小企業近代化促進法指定業種に対する中小企業金融公庫の特別融資の現行金利年七分七厘を六分五厘に引下げ、償還期間七年を一〇年に延長されたい。

(3) 国税当局よりの要望（福岡国税局）  
1 税務調査に対する金融機関の協力について  
近年脱税者の不正手段は、ますます複雑・巧妙化しており、これら不正につながる資金の把握は、金融機関における取引を解明しなければ不可能な場合が多い。しかしながら、金融機関側の協力は、必ずしも十分とはいえない実情であるから、今後一層の協力が得られるよう配慮願いたい。

また、無記名預金制度および架装名義預金、脱税の誘因となつてきているケースが多いので、これらの廃止および阻止についてあわせて検討されたい。

2 宿舎の整備、増設について  
税務の特性から、職員が転勤が多いため、宿舎の増設と宿舎規格および質の改善、独身寮の増設・整備について特段の配慮を願いたい。

3 定員関係について  
国税関係の定員については、増員が認められず現在に至つては、課税対象は急激な経済成長を反映して年々増加の一途をたどり、しかも複雑汎化して税務行政の事務量は増大してきている。当国税局の定員は最近一〇年間に六一〇名の減員（減員率一九・五%）をみたが、この間課税対象はかなりの増加をみており、適正な税務行政を執行するためには、現定員は最低限度に達しているものと認められる。

したがって、今後の課税対象の増加に対しては、定員の増加で対処できるよう配慮されたい。

#### 四 税関行政

(一) 門司税関管内の概況  
門司税関の管轄区域は四四市四八郡にわたるが、これらを囲む海岸線の延長は八四六キロメートルに及び、全国では函館税関に次ぐ距離となつてはいる。

また、管内には三九の出先署所が各地に存在しており、全国一八四カ所の二二%にも及んでいる。

管内の開港も関門、博多以下一六港を数え、全国開港八四の二割を占めており、関門港以外の地方港は、それぞれ鉄鋼、石油、肥料、セメント、合板、食糧等の製造工場を背域にもつ工業港としての特色を有している。さらに、管内と韓国との交通、貿易が頻繁であることがこの税関の特色といえる。

管内一六港の四十一年中の貿易額をみると、輸出は一、八四三億円で全国の五・二%を占める地位にあるが、四十二年一〜七月の実績では、前年同期比で八%の増加となつてはいる。これを品目についてみると、前述した後背地の産物を反映して、全国比でセメント八七%、石油製品三一%、化学肥料二四%等が目立っている。

これに対し、輸入面では金額で三、一九〇億円に達し、全国の九・三%を占め、原料輸入が多く輸入超過となつてはいるのが本税関の特色の一つである。また、四十二年一〜七月の実績でも、輸出の増加率をはるかに上回る二六%の増加となつてはいる。輸入品目では、鉄鋼石、石炭、鉄鋼が大きなウェイトをもつてはいる。

四十一年中の関税等の諸収入は二九五億円で、このうち関税収入は二五二億円となつてはいる。

つぎに、犯則事件の検挙・告発等処分件数は、四十二年一〜七月の実績でそれぞれ四二二件、二九五件で、前年同期にくらべると二〇%、二六%の減少を示しているが、これは違反防止の見地から、船舶乗組員等に対する行政指

導に意を注いだことが一因と考えられ、その効果が認められる。なお、当関の地理的条件から、管内の犯則事件は韓国を仕向地または仕出地とするものが多く、四十一年の検挙件数についてみると、全国実績の密輸出で六七%、密輸入で三五%を占め、管内の実績でも密輸出の大半は韓国向けで占められてはいる。これら密輸の主要品目は、密輸出では時計、衣類、電気器具、漁具等で、密輸入では日銀券、食料品、貴石、洋酒、薬品等であり、本関の監視体制の強化が望まれている。

(二) 長崎税関管内の概況  
長崎税関の管轄区域は、長崎県、熊本県、鹿児島県および福岡・佐賀両県の一部で、九州西南部一帯から奄美群島に至る広範な地域にわたる。琉球、韓国、中国、香港および東南アジアと近接する地理的特殊性を有している。

昭和四十一年度の管内貿易額は、輸出四七四億八、六三三万円、輸入二五五億五、四三三万円、長崎および佐世保港に立地する三菱重工業長崎造船所、佐世保重工業佐世保造船所からの建造船舶が輸出の大宗をなしていることもあって、圧倒的に輸出の比重が大きい。貿易の実績を四十二年一〜八月についてみると、前年同期にくらべ、輸出は四二%増、輸入は三五%増で、とくに輸出の伸びには注目し値するものがある。

この大幅の輸出増加の主因は、船舶が前年同期に比較してほぼ倍増したこと、輸出船舶が大形化したこと、さらには新造・中古漁船が増加したことによるものである。

輸入増加の原因は、木材が前年同期比で六%増加し、機械、石油等管内主要輸入品が、いずれも増加したためである。

輸出品目では船舶について化学肥料が二四億円（本年一〜八月）のぼるが、このうち八割は韓国向けのものである。

四十一年の輸出申告件数は二万二、九一五件となつており、港別では沖繩向け雑貨が大半を

占める鹿児島港が最も多く、ついで長崎港となつてゐる。これら輸出申告の処理については、四十一年十月からの新通関体制の実施により、通関手続の迅速化ははかられ、現在では九〇〜九五%が即時通関されている現状にある。

輸入品目の大宗は木材と機械類で、四十二年一〜八月の実績では全体の三四%を占めてゐる。輸入申告の件数は一万一、七四〇件で、これの処理は輸出の場合と同様、新通関体制の実施に伴い、通関日数は大幅に短縮され、申告の約八〇%が即日通関されている。しかし、輸入通関の迅速化にとらわれすぎて、適正化という点がおろそかになる懸念もあるもので、これを防止するため、長崎税関では事後審査制度を設け、輸入通関事務処理の完璧を期してゐる。

管内の密輸検査実績についてみると、四十一年は三三二件、四十二年一〜八月は一四〇件であり、沖繩旅行者に対する密輸防止のPRが浸透しつつあるところから、検査件数は減少してゐる。密輸の品目等についてみると、密輸出では韓国人船員による韓国向けのものが多く、カーラジオ、衣類、雑貨等、その他物件価額の比較的高額なものとして沖繩向けの薬品がある。密輸入では対琉球関係の事犯が最も多く、物件では貴石、貴金属、時計等が主で、特異なものとして拳銃、金延板、大麻樹脂等が検査されている。

これらの密輸動向に対処するため、重点的な取締を実施してきてゐるが、一般的に密輸の手段が巧妙化、潜在化しているため、特に情報の収集に意を注ぐとともに、警察等関係取締機関との連絡を強力に推進して協力体制をとつてゐる。

五 専売事業の概況

(一) 福岡地方局管内の概況

1 製造たばこの販売状況  
販売政策として、数量増の効果および収益率の高いフィルターたばこを中心に強力な販売活動を展開したため、数量で一〇四億五、五〇〇

万本、総代金で三二〇億円と、目標額をそれぞれ三、五〇〇万本、六億円オーバーし、目標遂行率一〇〇・三%、一〇二・%、対前年比では五・七%、一〇・七%の伸びを示した。とくに売上金額が伸びたのは、「わかば」の発売により両切製品からフィルターへの転移が促進されたことと、「ハイライト」が消費者の好みに適合して高級品への移行が行なわれたこと、さらには特定の少数銘柄を除いて全銘柄を市場に供給することができたためと考えられる。

他方、管内の経済から考え合わせると、鉄鋼業、石炭鉱業の沈滞による北九州、筑豊、ならびにフィルター・シェアの限界に近い水準をもつ福岡等は数量・代金の伸び悩みが見受けられたが、農作の農村、受託増の造船、観光関係はともに好調で、数量・代金の伸びを大きく支えてきたとみるべきであろう。

2 葉たばこの生産状況

昭和四十一年度の収納取扱方針としては、収納包装作業の能率的な運営と経費の節減に重点をおいた結果、収納量は六二五万七、七九五畧で、代金は三二億九、六八七万円となり、前年度に比較して一〇アール当り一二畧(五・九%)増、一万二、五八九円(一一・六%)の増加となつた。

しかしながら、本年夏以降の干害の影響は憂慮されており、大よその見込みでは平年作を約二〇%程度下回るのはないかと推測されてゐる。また、四十一年度のたばこ災害補償金交付額は七八五万円、前年実績にくらべ七一・五%の減となつた。これは、良好な気象条件に恵まれ病害発生が少なく、大幅の減少をみたものである。

(二) 熊本地方局管内の概況

1 昭和四十一年度の製造たばこ販売実績は、総代金で一〇億四、一七二万円、フィルターたばこの構成比は五六・二%となつたため、一〇本当り定価は二七円七九銭となつ

てゐる。

主要銘柄別の販売実績では、ハイライトを中心とするフィルターたばこの売上げの伸びが目立ち、一〇本当り定価を押し上げてゐるが、全国平均三〇円に対し、本管内の二七円七九銭は若干低位に止まつてゐる。このため、四二年度計画では、フィルターたばこのウェイトを、四十一年度実績の五六・二%から六九・九%へ大幅に引き上げることとし、一〇本当り定価を二八円・八三銭に上昇させようとしてゐる。

2 葉たばこの生産状況

熊本地方局の管轄区域は、熊本県と大分県のみであるが、葉たばこの生産に適した温暖な地域にあるため、福岡地方局に比しその収量は多く、代金では一〇九億五、二二四万円に達してゐる。

耕作者数は二万三、一六〇人で、このうち年間一人当り代金で一〇〇万円以上の者は約一、〇〇〇人にものぼつてゐる。四十一年度の葉たばこは、干拔前に収納が完了したため、その影響は見られなかつた。

(三) 熊本工場の概況

熊本工場は除骨方式を導入した近代設備をもつ新工場の操業を、昭和四十一年九月から実施しており、需要の多いハイライトの製造をも開始してゐる。

工場の特徴としては、建物が方形に近い鉄骨コンクリートの平家建であるため、柱も少なく機械設備を整然と配置して効率を挙げていることである。また、全原料を除骨薬に依存し、原料の調和は品質効果をあげるため、循環式原料調和装置を採用、自動制御、比例制御装置をとらあげてゐることである。

このような近代的な装置のもとで、四十二年度の製造計画として、ハイライト三七億本、わかば二九億本、計六六億本の製造を予定してゐる。

六 別府阿蘇道路業務の概況

九州横断道路は、別府から阿蘇国立公園を横断し、熊本、三角港から有明海を渡つて島原に上陸、雲仙国立公園を通過して長崎を結ぶ総延長三〇〇キロメートルに及ぶ九州中部横断の主要幹線道路であるが、日本道路公団が新設した別府阿蘇道路は、従来の既設道路をつなぐ役割を果たすものである。

この道路建設の目的は、観光資源と産業開発におかれ、観光の面では別府、阿蘇、九重、雲仙の四大観光圏を直接道路で結び、さらにその沿線にある未開発観光資源を開発しようとするものである。

総延長五二キロメートルの工事は、幾多の困難をこえ、三年六カ月をかけて昭和三十九年六月二十五日一部使用を開始し、十月四日に全線開通したものである。

交通量は予想外に多く、ゴールデン・ウィークには一日最高九、七〇〇台を記録し、料金収入面でも一日三五〇万円を記録した。また、道路沿線の施設等のほかにも、道路の開通により、従来山間部の温泉地であつた黒川、筋湯、宝泉寺、湯の平等も観光を浴びることになり、道路新設初期の目的が着々実現し、将来の発展が期待されてゐる。

十二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は十二月八日)  
一、取引所税法の一部を改正する法律案

取引所税法の一部を改正する法律案  
取引所税法の一部を改正する法律  
取引所税法(大正三三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第九十四条」を「第九十三条ノ規定ニ違反シタル行為アリタルトキ、商品取引員ニ対スル商品市場ニ於ケル売買取引ノ委託ノ媒介、取次若ハ代理ヲ引受ケタル商品取引員其ノ媒介、取次若ハ代理ヲ為サズ自ラ其ノ相

手方ト為リテ売買ヲ成立セシメタルトキ」に改める。

附則

1 この法律は、商品取引所法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第九十七号)の施行の日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた取引税については、なお従前の例による。

3 改正後の第十七条第一項に規定する商品取引員には、商品取引所法の一部を改正する法律附則第三項に規定する期間内は、同項の規定により商品取引員とみなされる者を含むものとする。

4 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる取引税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年度公共事業の全国一律繰延べの緩和に関する請願(第八一号)  
一、音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願(第二〇〇号)(第二〇一号)(第二〇四号)(第二〇五号)(第三三三三号)

第八一号 昭和四十二年十二月四日受理  
昭和四十二年度公共事業の全国一律繰延べの緩和に関する請願  
一 請願者 岩手県盛岡市内丸一岩手県議会議長 千葉一

紹介議員 谷村 貞治君  
昭和四十二年度公共事業の繰り延べにあつては、岩手県の特事情を考慮の上、全国一律繰り延べを避け、緩和するよう配慮されたい。

理由  
政府は、景気抑制策として昭和四十二年度公共

事業繰り延べ措置を講ずると伝えられているが、社会資本の充実がおくれているのに加え、積雪寒冷地帯である本県にとつてはきわめて重要な問題であり、本県総合開発計画の推進並びに第二十五回国民体育大会開催に伴う受け入れ態勢の整備に影響するところ大なるものがある。

第二〇〇号 昭和四十二年十二月五日受理  
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願  
請願者 名古屋市中川区野辺町一柳五五 近藤源一外九千四百六名

紹介議員 近藤 信一君  
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税は、文化国家日本にふさわしくないから、すみやかに撤廃するよう適切な措置をとられたい。

理由  
入場税は、昭和十三年、文化、芸術を「せいたく」としてつくり、三十年にわたり存続し、日本の文化、美術の発展を大きく妨げている。

音楽、舞踊、能楽等に対する入場税は、十五割、十割という驚くべき高率が課せられ、やがて五割、二割となり、昭和三十七年五月には一割となり、美術、スポーツ関係は撤廃になった。音楽、舞踊、能楽等に対する入場税は、国家財政の面からみても一パーセントに満たないわずかな租税収入であり、諸外国の例をみても、先進国はすでに廃止している。

第二〇一号 昭和四十二年十二月五日受理  
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願(四通)  
請願者 山形市葉師町一丁目 小林一郎外 千八百十六名

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第二〇四号 昭和四十二年十二月五日受理  
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する

請願(四通)

請願者 宮城県気仙沼市笹ヶ陣三ノ一〇 加藤隆夫外千六百四名  
紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第二〇五号 昭和四十二年十二月五日受理  
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願  
請願者 福島市本内字北下釜一ノ八 田中 淳二外千五百二十三名

紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三三三三号 昭和四十二年十二月六日受理  
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願  
請願者 茨城県那珂郡東海村動燃事業団社 宅六ノ二六 大塚保夫外千九百八十八名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

昭和四十二年十二月二十三日印刷

昭和四十二年十二月二十五日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局